

## 在留証明の手数料免除対象者の変更について

被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日より、公務員及び私学教職員等が加入する共済年金が厚生年金に統合されました。

これに伴い、10月1日以降、厚生年金受給等のために、以下の共済組合等に在留証明を提出する方につきましては、当該旧共済年金受給の疎明資料の提出があれば在留証明の手数料が免除されることになりましたので、お知らせします。

手数料免除の対象者の詳細及び在留証明書の申請方法等につきましては、[こちら](#)をご覧ください。

- 国家公務員共済組合
- 地方公務員共済組合
- 日本私立学校振興・共済事業団（私学事業団）